

研究結果報告書

日本の憲法改訂と東北アジアの平和 — 自衛隊の役割と位相を中心に —

所属： 国民大学校 日本学研究所
役職： 研究教授
氏名： 柳 芝娥

本研究は「日本の憲法改訂と北東アジアの平和-自衛隊の役割と位相を中心に」というテーマで韓国と日本の自衛隊に対するイメージ、世論について調べると共に日本の軍事的行動と集団的自衛権が1951年の安保条約と1960年新安保条約によってどのように変化して行ったかという観点で考察した。

1951年のサンフランシスコ講和条約と安保条約の締結時には、既に日本は“個別的及び集団的自衛のための固有の権限”を持つことを認められている。その背景には、対日講和条約は日本政府との早期講和と自由主義陣営の橋頭堡としてのアメリカ軍の日本駐留という目的がはっきりとした交渉であったため、日本の自衛権と再軍備を含めた部分を保留した。同結果、その後の日本の安保問題を曖昧な状態にした。

日米安保条約締結後、有事に日米両国が軍事的にどんな共同行動を取るかと言う問題に対しては安全保障の実施協定である行政協定の‘集団防衛措置’で実現しようとした。しかし集団的自衛権に対する日本政府の立場は対日講和条約と日米安保条約当時の集団的自衛権を保有しているということは明確に認めるが、憲法第9条の制約によって現実的に行使することができる状態ではないという立場を維持していた。

1960年の新安保条約では前文で個別的及び集団的自衛権に対してアメリカ軍の日本駐留という前提条項なしに叙述しているし、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を憲法上の規定による条件で維持発展させるという第3条と各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。しかし、この条約で言われている共同防衛はアメリカは集団的自衛権にもとづいているが、日本はまだ個別的自衛権の行使の次元に留まっていると考えられる。したがって、指揮権も別々にあるので、まだ米日連合軍とは言えない。したがって自衛隊を海外に派兵する場合には国会で論議しなければならない事案になった。尚、当時の、岸政権は自衛隊の海外活動そのものを上程していない。

このように対日講和条約から安保条約、新安保条約を経て日本は集団的自衛権については明確に保有していることを認めるが憲法上の制約によって行使することができないという立場を取って来た。一方、自衛隊の位相と活動に対しては近年に入り、別途海外派遣に関する法案を作って海外派兵を行っている。現在、安倍政権が推進している集団的自衛権行事問題は憲法と自衛隊の行動を一致させる措置と言える。したがって集団的自衛権行事問題は改憲とも密接な関連があると言える。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

会議名：光復70周年記念，日本の軍事大国主義と独島海上侵入蓋然性，如何に対応するか？

発表 題名：日本の憲法改定と東北アジアの平和—自衛隊の役割と位相を中心に
2015年8月13日 金曜日午後2時、ソウルプレスセンター19階 記者会見場

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

発表文を基本にして現在作成中

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)